証券コード 6547

おもてなしと生活文化の創造

株式会社グリーンズ

第61回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2024年９月26日（木曜日） 午前10時
（受付開始：午前９時30分）

場 所

三重県津市羽所町700番地
ホテルグリーンパーク津 ６階「伊勢の間」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

スマート招集
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/6547/

目 次

ごあいさつ …… 1
第61回定時株主総会招集ご通知 …… 2
議決権行使のご案内 …… 5
株主総会参考書類 …… 7
事業報告 ……30
連結計算書類 ……53
計算書類 ……55
監査報告 ……57

株式会社グリーンズ

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

2024年６月期は、円安の影響によるインバウンドの増加や好調な輸出産業等により、緩やかに経済が回復いたしました。その一方で、長引くロシア・ウクライナ情勢や中東情勢による地政学リスクの高まり、世界的なインフレ抑制のための金融引き締めや中国経済の停滞等による世界経済の不透明感等が日本経済に与える影響には、依然として留意が必要です。

グリーンズグループでは、このような環境下において、客室稼働率を維持しつつ客室単価を向上するという方針のもと、各店舗を展開する地域の需要に応じたレベニューマネジメントの強化や、レジャー及びインバウンドの需要を確実に獲得したことで、2024年６月期は前期を大幅に上回る業績となりました。今後も引き続き国内外からの安定的な宿泊需要を見込んでおります。

2024年６月期は、中期経営計画「ＧＲＥＥＮＳ ＪＯＵＲＮＥＹ 2025」２年目となる「実行」の年と位置付け、レジャー需要の更なる獲得に向けた２つの新ブランド「コンフォートホテルＥＲＡ」「Ａｓｃｅｎｄ Ｈｏｔｅｌ Ｃｏｌｌｅｃｔｉｏｎ™」の導入や、バンケット機能の強化等、重点戦略に基づく新たな挑戦を行いました。加えて、ロードサイド型ホテル22店舗を出店し、レジリエントな企業の実現に寄与いたしました。2025年６月期は「ＧＲＥＥＮＳ ＪＯＵＲＮＥＹ 2025」の最終年度として、計画を確実に実現すると同時に、レジリエントな企業としてさらに成長を遂げるため、次の計画を策定する「進化」の年といたします。

役員及び従業員一同、経営ビジョン「ＴＲＹ！ ＮＥＸＴ ＪＯＵＲＮＥＹ～新たな旅に踏み出そう～」のもと、全社一丸となって中期経営計画の実現及びその先の未来に向けて邁進いたします。ステークホルダーの皆さまにはご理解を頂き、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

2024年９月

代表取締役社長
村木　雄哉

株 主 各 位

証券コード 6547
2024年９月５日
（電子提供措置の開始日）2024年９月４日

三重県四日市市浜田町５番３号
株式会社グリーンズ
代表取締役社長　　村木　雄哉

第61回定時株主総会招集ご通知

拝　啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに、「第61回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://kk-greens.jp/meeting

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6547/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（グリーンズ）または証券コード（6547）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権行使をすることができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、５頁の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により2024年９月25日（水曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2024年９月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
2 場　　所	三重県津市羽所町700番地 ホテルグリーンパーク津　６階「伊勢の間」 （ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3 目的事項	**報告事項**　１．第61期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第61期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件
4 招集にあたっての決定事項	(1)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ・連結株主資本等変動計算書 ・連結計算書類の連結注記表 ・株主資本等変動計算書 ・計算書類の個別注記表 (2)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (4)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (5)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条第２項に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
・連結株主資本等変動計算書
・連結計算書類の連結注記表
・株主資本等変動計算書
・計算書類の個別注記表
◎本定時株主総会ご出席の株主さまへのお土産は実施しておりません。
◎手話通訳や介助が必要な株主さまは、通訳者や介助者を１名に限り同伴してご出席いただくことができます。ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんので、ご了承下さい。
◎車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。
◎本定時株主総会における決議結果につきましては、本総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://kk-greens.jp/ir）

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/6547/

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年９月26日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法(推奨)

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年９月25日（水曜日）
午後６時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法（推奨）

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年９月25日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権電子行使プラットフォームのご案内（機関投資家の皆さまへ）
機関投資家の皆さまに関しましては、上記のほか、予めお申込みされた場合に限り株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

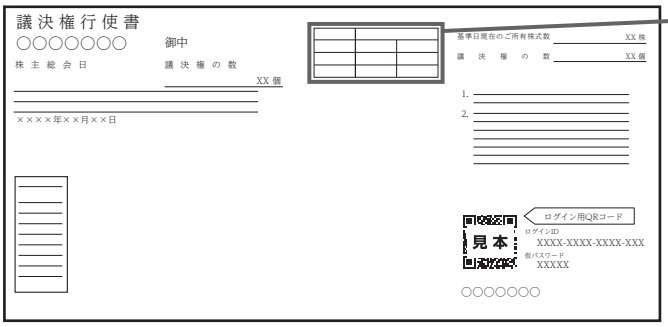

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２・４号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

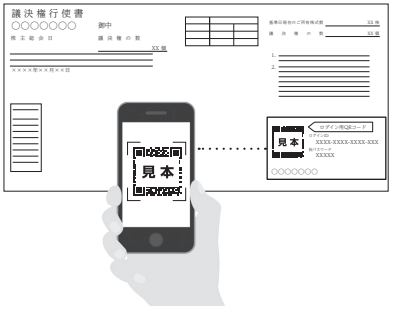

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

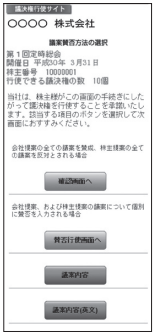

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

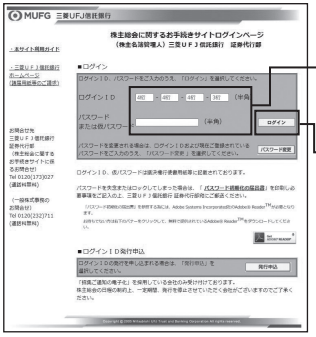

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

利益配分につきましては、株主の皆様への継続的な安定配当を基本とし、業績の推移と中期経営計画を勘案して実施しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を鑑み、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、Ａ種優先株式に対する配当につきましては、発行時に定めた所定の計算により、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭

配当財産の割当に関する事項およびその総額	普通株式　　１株につき23円00銭 総額　318,973,660円 Ａ種優先株式　１株につき40,109円59銭 総額　160,438,360円

剰余金の配当が効力を生じる日	2024年９月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）2023年８月14日に発行済のB種優先株式500株を取得し、2023年10月13日付で消却したことで、発行済のB種優先株式を全て消却いたしました。それに伴い、定款上のB種優先株式に関する記載を削除するものであります。

（２）2022年11月の弊社本社移転に伴い、A種優先株式の償還請求受付場所を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	定款変更案
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、２，４００万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は２，４００万株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は６，０００株、Ｂ種優先株式の発行可能種類株式総数は５００株とする。	（発行可能株式総数等） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、２，４００万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は２，４００万株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は６，０００株とする。
（単元株式数） 第７条　当会社の１単元の株式数は、普通株式について100株、Ａ種優先株式について１株、Ｂ種優先株式について１株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の１単元の株式数は、普通株式について100株、Ａ種優先株式について１株とする。

現行定款	定款変更案
第２章の２　Ａ種優先株式 （Ａ種優先配当金） 第11条の２　当会社は、第42条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」といい、Ａ種優先株主と併せて「Ａ種優先株主等」という。）に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、Ａ種優先配当金として、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払Ａ種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率４．０％を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日として日割計算により算出される金額（以下「Ａ種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の３に定めるＡ種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がＡ種優先株式を取得した場合、当該Ａ種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。	第２章の２　Ａ種優先株式 （Ａ種優先配当金） 第11条の２　当会社は、第42条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」といい、Ａ種優先株主と併せて「Ａ種優先株主等」という。）に対し、第11条の10に定める支払順位に従い、Ａ種優先配当金として、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払Ａ種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率４．０％を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日として日割計算により算出される金額（以下「Ａ種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の３に定めるＡ種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がＡ種優先株式を取得した場合、当該Ａ種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

現行定款	定款変更案
（Ａ種期中優先配当金） 第11条の３　当会社は、第43条または第43条の２の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「Ａ種期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「Ａ種期中配当」という。）をするときは、Ａ種期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払Ａ種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率４．０％を乗じて算出した金額について、当該Ａ種期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該Ａ種期中配当基準日がＡ種優先株式の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日）（同日を含む。）から当該Ａ種期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「Ａ種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該Ａ種期中配当基準日の属する事業年度において、当該Ａ種期中配当までの間に、本条に定めるＡ種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該Ａ種期中配当基準日から当該Ａ種期中配当が行われる日までの間に、当会社がＡ種優先株式を取得した場合、当該Ａ種優先株式につき当該Ａ種期中配当基準日に係るＡ種期中配当を行うことを要しない。	（Ａ種期中優先配当金） 第11条の３　当会社は、第43条または第43条の２の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「Ａ種期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「Ａ種期中配当」という。）をするときは、Ａ種期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主等に対して、第11条の10に定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払Ａ種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率４．０％を乗じて算出した金額について、当該Ａ種期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該Ａ種期中配当基準日がＡ種優先株式の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日）（同日を含む。）から当該Ａ種期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「Ａ種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該Ａ種期中配当基準日の属する事業年度において、当該Ａ種期中配当までの間に、本条に定めるＡ種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該Ａ種期中配当基準日から当該Ａ種期中配当が行われる日までの間に、当会社がＡ種優先株式を取得した場合、当該Ａ種優先株式につき当該Ａ種期中配当基準日に係るＡ種期中配当を行うことを要しない。

現行定款	定款変更案
（残余財産の分配） 第11条の４　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株当たり、次条第２項に定めるＡ種基本償還価額相当額から、Ａ種控除価額相当額を控除した金額（ただし、Ａ種基本償還価額相当額およびＡ種控除価額相当額は、Ａ種基本償還価額算式およびＡ種控除価額算式における「Ａ種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済Ａ種優先配当金」を「解散前支払済Ａ種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたＡ種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたＡ種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済Ａ種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済Ａ種優先配当金のそれぞれにつきＡ種控除価額相当額を計算し、その合計額をＡ種基本償還価額相当額から控除する。	（残余財産の分配） 第11条の４　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主等に対して、第11条の10に定める支払順位に従い、Ａ種優先株式１株当たり、次条第２項に定めるＡ種基本償還価額相当額から、Ａ種控除価額相当額を控除した金額（ただし、Ａ種基本償還価額相当額およびＡ種控除価額相当額は、Ａ種基本償還価額算式およびＡ種控除価額算式における「Ａ種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済Ａ種優先配当金」を「解散前支払済Ａ種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたＡ種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたＡ種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済Ａ種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済Ａ種優先配当金のそれぞれにつきＡ種控除価額相当額を計算し、その合計額をＡ種基本償還価額相当額から控除する。

現行定款	定款変更案
（金銭を対価とする償還請求権） 第11条の５　Ａ種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、Ａ種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「Ａ種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、Ａ種償還請求がなされた日を「Ａ種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったＡ種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、Ａ種償還請求日においてＡ種償還請求が行われたＡ種優先株式および同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたＢ種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、Ａ種償還請求日における分配可能額を超える場合には、Ａ種償還請求が行われたＡ種優先株式および取得請求権が行使されたＢ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がＡ種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみＡ種優先株式およびＢ種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種優先株式については、Ａ種償還請求が行われなかったものとみなす。	（金銭を対価とする償還請求権） 第11条の５　Ａ種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、Ａ種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「Ａ種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、Ａ種償還請求がなされた日を「Ａ種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったＡ種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、Ａ種償還請求日においてＡ種償還請求が行われたＡ種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、Ａ種償還請求日における分配可能額を超える場合には、Ａ種償還請求が行われたＡ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がＡ種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみＡ種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種優先株式については、Ａ種償還請求が行われなかったものとみなす。
（Ａ種控除価額算式） ３．　本条第１項に基づくＡ種償還請求の効力は、Ａ種優先株式に係る償還請求書が以下の請求受付場所に到着したときに発生する。 三重県四日市市鵜の森１－４－２８　ユマニテクプラザ５階 株式会社グリーンズ	（Ａ種控除価額算式） ３．　本条第１項に基づくＡ種償還請求の効力は、Ａ種優先株式に係る償還請求書が以下の請求受付場所に到着したときに発生する。 三重県四日市市浜田町５番３号 株式会社グリーンズ

現行定款	定款変更案
第２章の３　Ｂ種優先株式 （Ｂ種優先配当金） 第11条の10　当会社は、第42条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）またはＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録株式質権者」といい、Ｂ種優先株主と併せて「Ｂ種優先株主等」という。）に対し、第11条の19に定める支払順位に従い、Ｂ種優先配当金として、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払Ｂ種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率４．０％を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日として日割計算により算出される金額（以下「Ｂ種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の11に定めるＢ種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がＢ種優先株式を取得した場合、当該Ｂ種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。	(削除)

現行定款	定款変更案
２　ある事業年度において、Ｂ種優先株主等に対して支払う１株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るＢ種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払Ｂ種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。 ３　当会社は、Ｂ種優先株主等に対して、Ｂ種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。	（削除）
（Ｂ種期中優先配当金） 第11条の11　当会社は、第43条または第43条の２の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「Ｂ種期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「Ｂ種期中配当」という。）をするときは、Ｂ種期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＢ種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式の払込金額および前事業年度に係る期末配当後の未払Ｂ種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率４．０％を乗じて算出した金額について、当該Ｂ種期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該Ｂ種期中配当基準日がＢ種優先株式の払込期日と同一の事業年度に属する場合は、当該払込期日）（同日を含む。）から当該Ｂ種期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「Ｂ種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該Ｂ種期中配当基準日の属する事業年度において、当該Ｂ種期中配当までの間に、本条に定めるＢ種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該Ｂ種期中配当基準日から当該Ｂ種期中配当が行われる日までの間に、当会社がＢ種優先株式を取得した場合、当該Ｂ種優先株式につき当該Ｂ種期中配当基準日に係るＢ種期中配当を行うことを要しない。	（削除）

現行定款	定款変更案
（残余財産の分配） 第11条の12　当会社は、残余財産を分配するときは、Ｂ種優先株主等に対して、第11条の19に定める支払順位に従い、Ｂ種優先株式１株当たり、次条第２項に定めるＢ種基本償還価額相当額から、Ｂ種控除価額相当額を控除した金額（ただし、Ｂ種基本償還価額相当額およびＢ種控除価額相当額は、Ｂ種基本償還価額算式およびＢ種控除価額算式における「Ｂ種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済Ｂ種優先配当金」を「解散前支払済Ｂ種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたＢ種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたＢ種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済Ｂ種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済Ｂ種優先配当金のそれぞれにつきＢ種控除価額相当額を計算し、その合計額をＢ種基本償還価額相当額から控除する。 ２　Ｂ種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。	（削除）

現行定款	定款変更案
（金銭を対価とする償還請求権） 第11条の13　Ｂ種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、Ｂ種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「Ｂ種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、Ｂ種償還請求がなされた日を「Ｂ種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったＢ種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、Ｂ種償還請求日においてＢ種償還請求が行われたＢ種優先株式および同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたＡ種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、Ｂ種償還請求日における分配可能額を超える場合には、Ｂ種償還請求が行われたＢ種優先株式および取得請求権が行使されたＡ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がＢ種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみＡ種優先株式およびＡ種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＢ種優先株式については、Ｂ種償還請求が行われなかったものとみなす。 ２　Ｂ種優先株式１株当たりの取得価額は、Ｂ種基本償還価額から、Ｂ種控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第３位まで計算し、その小数第３位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済Ｂ種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済Ｂ種優先配当金のそれぞれにつきＢ種控除価額を計算し、その合計額をＢ種基本償還価額から控除する。	（削除）

現行定款	定款変更案
（Ｂ種基本償還価額算式） Ｂ種基本償還価額 ＝1,000,000円×(１＋０．０４)m+n/365 Ｂ種優先株式に係る払込期日（同日を含む。）からＢ種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m＋n/365」は「(１＋０．０４)」の指数を表す。 （Ｂ種控除価額算式） Ｂ種控除価額＝償還請求前支払済Ｂ種優先配当金×(１＋０．０４)x+y/365 「償還請求前支払済Ｂ種優先配当金」とは、Ｂ種優先株式に係る払込期日以降に支払われたＢ種優先配当金（Ｂ種償還請求日までの間に支払われたＢ種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。 償還請求前支払済Ｂ種優先配当金の支払日（同日を含む。）からＢ種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(１＋０．０４)」の指数を表す。 ３　本条第１項に基づくＢ種償還請求の効力は、Ｂ種優先株式に係る償還請求書が以下の請求受付場所に到着したときに発生する。 三重県四日市市鵜の森１－４－２８　ユマニテクプラザ５階 株式会社グリーンズ	（削除）

現行定款	定款変更案
（金銭を対価とする取得条項） 第11条の14　当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「Ｂ種強制償還日」という。）の到来をもって、Ｂ種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。Ｂ種優先株式１株当たりの取得価額は、前条第２項に定めるＢ種基本償還価額相当額から、Ｂ種控除価額相当額を控除した金額（ただし、Ｂ種基本償還価額相当額およびＢ種控除価額相当額は、Ｂ種基本償還価額算式およびＢ種控除価額算式における「Ｂ種償還請求日」を「Ｂ種強制償還日」と、「償還請求前支払済Ｂ種優先配当金」を「強制償還前支払済Ｂ種優先配当金」（Ｂ種強制償還日までの間に支払われたＢ種優先配当金（Ｂ種強制償還日までの間に支払われたＢ種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。 なお、強制償還前支払済Ｂ種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済Ｂ種優先配当金のそれぞれにつきＢ種控除価額相当額を計算し、その合計額をＢ種基本償還価額相当額から控除する。	（削除）
（普通株式を対価とする取得請求権） 第11条の15　Ｂ種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その保有するＢ種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該Ｂ種優先株主に対し、Ｂ種優先株主が取得の請求をしたＢ種優先株式を取得するのと引換えに、次の算式に従って算出される数の当会社の普通株式を交付するものとする。 取得と引換えに交付すべき普通株式の数 ＝ Ｂ種優先株主が取得の請求をしたＢ種優先株式の払込金額の総額 ÷ 取得価額	（削除）

現行定款	定款変更案
Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付はしないものとする。 ２　取得価額は、当初、504円とする。 ３　普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$ 調整後の取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。 ４　普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$	（削除）

現行定款	定款変更案
５　調整前の取得価額を下回る金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 調整後取得価額 ＝ 取得前調整価額 × （発行済普通株式の数－当会社が保有する普通株式の数）＋ 新たに発行する普通株式の数 × 1株あたり払込金額 ／ 調整前取得価額 ／（発行済普通株式の数－当会社が保有する普通株式の数）＋新たに発行する普通株式の数	（削除）

現行定款	定款変更案
６　当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本項において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本項において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株あたり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。 ７　行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式１株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本項において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株あたり払込金額」として普通株式１株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。	（削除）

現行定款	定款変更案
8　第３項ないし前項に掲げた事由によるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会社はＢ種優先株主およびＢ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 (1) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 (2) 前号のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 9　取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。 10　取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。	（削除）
（議決権） 第11条の16　Ｂ種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。	（削除）
（株式の併合または分割等） 第11条の17　法令に別段の定めがある場合を除き、Ｂ種優先株式について株式の併合または分割は行わない。Ｂ種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。	（削除）

現行定款	定款変更案
（種類株主総会への準用） 第11条の18　第11条（基準日に係る規定）および第３章の規定（株主総会に係る規定）は、Ｂ種種類株主総会について準用する。	（削除）
第２章の４　優先順位 （優先順位） 第11条の19　Ａ種優先株式の優先配当金（Ａ種期中優先配当金を含む。以下本項において同じ。）、Ｂ種優先株式の優先配当金（Ｂ種期中優先配当金を含む。以下本項において同じ。）ならびにその他の種類の株式の株主および登録株式質権者（普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、Ａ種優先株式の優先配当金およびＢ種優先株式の優先配当金を第１順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主および登録株式質権者（普通株主および普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第２順位とする。	第２章の３　優先順位 （優先順位） 第11条の10　Ａ種優先株式の優先配当金（Ａ種期中優先配当金を含む。以下本項において同じ。）ならびにその他の種類の株式の株主および登録株式質権者（普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、Ａ種優先株式の優先配当金を第１順位、その他の種類の株式の株主および登録株式質権者（普通株主および普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第２順位とする。
２．　Ａ種優先株主等、Ｂ種優先株主等およびその他の種類の株式を有する株主（普通株主等を含むがこれに限られない。）に対する残余財産の分配の支払順位は、Ａ種優先株主等およびＢ種優先株主等に対する残余財産の分配を第１順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式を有する株主（普通株主等を含むがこれに限られない。）に対する残余財産の分配を第２順位とする。	２．　Ａ種優先株主等およびその他の種類の株式を有する株主（普通株主等を含むがこれに限られない。）に対する残余財産の分配の支払順位は、Ａ種優先株主等に対する残余財産の分配を第１順位、その他の種類の株式を有する株主（普通株主等を含むがこれに限られない。）に対する残余財産の分配を第２順位とする。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、指名報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものです。監査等委員会は、当社の取締役の選任および報酬について、監査等委員３名全員が委員（うち、社外監査等委員１名は委員長）として指名報酬委員会に出席し、協議に参加するとともに、その内容を確認いたしました。

なお、監査等委員会は、当社の取締役の選任手続きは適切であり、各候補者の職務執行状況、経験、能力等を評価し、当社の取締役として適任と判断いたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位および担当	属　性
1	村木（むらき）　雄哉（たけや）	代表取締役社長	再任
2	清水（しみず）　謙二（けんじ）	専務取締役 ホテル開発室長	再任
3	伊藤（いとう）　孝彦（たかひこ）	常務取締役	再任
4	鈴木（すずき）　直子（なおこ）	取締役 人事本部長	再任
5	伊藤（いとう）　浩也（ひろや）	取締役 管理本部長	再任

再任　再任取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	村木（むらき）　雄哉（たけや） （1972年11月７日生）	1997年１月　当社入社 2001年９月　取締役就任 2004年９月　常務取締役就任 2013年９月　専務取締役就任 営業部門・事業開発室管掌 2018年９月　代表取締役社長就任（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社チョイスホテルズジャパン　取締役 株式会社新緑　代表取締役社長 株式会社ＴＭ　代表取締役社長	1,060,400株

取締役候補者とした理由
2018年９月より代表取締役社長を務め、入社以来培ったホテル専業オペレーターとしての経営ノウハウや、業界経験、並びに卓越したリーダーシップ及び決断力にて、事業継続、発展のための強固な企業体質づくりを推進しております。その豊富な業界知識、当社の業務および経営全般における豊富な経験をもとに、当社の経営を強力にけん引し、経営の重要事項の決定、業務執行の監督等、当社の企業価値向上に資するべく、適切な役割を果たしております。中期経営計画実現に向けた重点戦略の着実な遂行に加え、レジリエントな企業の実現を目指したロードサイド型ホテル出店拡大における決断等、今後も当社の持続的な成長や企業価値向上へのさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	清水（しみず）　謙二（けんじ） （1973年６月12日生）	2017年11月　当社入社 2018年７月　事業開発室　上席室長 2018年９月　取締役就任 2019年４月　事業企画本部長 2023年７月　専務取締役就任（現任） 2023年10月　ホテル開発室長（現任）	4,300株

取締役候補者とした理由
ホテル経営に係るコンサルティング業務を通じて、国内だけでなくグローバルな視点を踏まえた幅広い業界知識や多様な経験を有しております。現在、ホテル開発室および経営推進本部を管掌し、当社における新店開発の推進や中期経営計画の作成などで実績をあげており、企業価値向上や中長期視点から経営戦略の策定に寄与することを期待しております。また、レジリエントな企業の実現を目指したロードサイド型ホテルの出店拡大においては、強力なリーダーシップのもと、実現に大きく寄与いたしました。専務取締役として代表取締役をサポートし組織の活性化を図り、会社全般にわたる事業運営、重要事項の決定に十分な役割を果たしている実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	伊藤（いとう）　孝彦（たかひこ） （1974年12月25日生）	2020年３月　当社入社　執行役員 株式会社チョイスホテルズジャパン出向　ゼネラルマネージャー 2020年９月　同社取締役就任 2020年10月　同社バイスプレジデント 2022年９月　取締役就任 2023年７月　常務取締役就任（現任） 2023年９月　株式会社チョイスホテルズジャパン代表取締役社長就任（現任） ［重要な兼職の状況］ 株式会社チョイスホテルズジャパン　代表取締役社長	1,100株

取締役候補者とした理由
前職において代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い見識を有しております。現在、常務取締役として営業部門を管掌し事業を牽引するとともに、子会社である株式会社チョイスホテルズジャパンの代表取締役としてマーティングを主導し、確実な成果を上げております。中期経営計画の重点戦略のひとつである「レジャー需要の獲得強化」実現のため、２つの新ブランド立ち上げを主導し、より多くのお客様へ「自由な旅」の選択肢を提供いたしました。また、国内のみならずグローバルな視野にたち、海外のフランチャイザーとのコミュニケーションや管理全般を担っております。それらの経験に基づく見識および優れた戦略的思考をもって組織の活性化を図り、経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうるとともに、当社の企業価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	鈴木（すずき）　直子（なおこ） （現姓：川合） （1972年12月10日生）	2013年３月　当社入社 2017年１月　人事部部長 2018年７月　株式会社おやつタウン入社　人事総務部部長 2019年７月　当社入社　人事本部長（現任） 2019年９月　取締役就任（現任）	4,900株

取締役候補者とした理由
多様な業界における人事・採用分野での豊富な経験を有しており、現在、人事本部長として、様々な業界における知見を活かしホテル業界の枠に留まらない柔軟な対応力で手腕を発揮しております。多様な人財の活躍を実現するための人事制度の構築や、処遇改善を含めた働き方改革、また人的資本の強化に貢献するとともに、ダイバーシティ、健康経営など、時流に沿った人財採用方針および戦略の策定に取り組んでおります。一方で労務面も含め、当社の業務改善を通じた企業体質の強化にも寄与した実績を踏まえ、今後も取締役としての適切な業務執行が期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	伊藤（いとう）　浩也（ひろや） （1970年２月１日生）	2005年９月　当社入社 2013年１月　経営企画部部長 2013年９月　経営企画部執行役員部長 2014年９月　取締役就任（現任） 2014年10月　管理本部長（現任）	4,300株
	取締役候補者とした理由 入社以来、人事・労務や経営企画部門等、長年にわたり本社管理部門の業務に携わり、現在、管理本部長として、総務・情報システム・財務経理を管掌しております。経営基盤強化の観点から、その知識および経験を活かし、資金調達や株主還元等の資本政策、コーポレート・ガバナンスへの対応、業務効率化のためのDX化等を推進しております。また、これらに加えサステナビリティの実現等、長年の管理部門全般の知識を活かした取り組みが期待されること、また取締役として会社全般にわたる事業運営、重要事項の決定に十分な役割を果たしている実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．当社は、保険会社との間に、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しております。当社のすべての取締役（監査等委員を含む。）を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金および争訟費用等を填補いたします。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、2024年９月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定であります。

【ご参考】取締役候補者の専門性と経験（以下、スキルといいます）について

当社の取締役候補者が有するスキルは、以下のとおりです。

なお、当社の経営ビジョンおよび中期経営計画「GREENS JOURNEY 2025」の実現に向け、当社の取締役および監査等委員が備えるべきスキルを「スキルマトリックス」として定義しております。

	氏名	取締役に求める専門性と経験								
		企業経営 経営戦略	グローバル 国際経験	CSR	当社事業および業界経験	営業・マーケティング	IT・テクノロジー	財務・会計 ・ファイナンス	法務・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	人事・人材開発
取締役	村木　雄哉	●		●	●	●	●			●
	清水　謙二	●	●		●			●		
	伊藤　孝彦	●	●		●	●		●		●
	鈴木　直子	●		●						●
	伊藤　浩也	●		●			●	●	●	
監査等委員	松井　清	●			●			●	●	
	土田　繁	●	●					●		
	檜山　洋子	●	●	●					●	

各人の有するスキルのうち、主なものに●印をつけています。

上記一覧表は、各人が保有する全てのスキルを表すものではありません。

第４号議案　監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2016年３月28日開催の臨時株主総会において年額2,000万円以内としてご承認をいただいております。

この度、監査等委員である取締役の報酬枠について見直しを行い、設定当時より、経済情勢や経営環境が変化し監査等委員の責務が増大していること、並びに昨今の当社業績や取締役の報酬水準も鑑み、報酬限度額を年額4,000万円以内に改定いたしたいと存じます。

監査等委員会は、本改定について、昨今の当社業績の推移や同業他社の監査役等の報酬限度額等を総合的に勘案し、相当であると考えております。現在の監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）であります。

なお、本改定は、指名報酬委員会における審議を経ており、上記の事情等を総合的に勘案し、相当であると判断しております。

以上

事業報告（2023年７月１日から2024年６月30日まで）

1 当社グループの現況に関する事項

１．当連結会計年度の事業の状況

(1) 当社グループの事業の経過及び成果

当社グループは、「おもてなしと生活文化の創造」の理念のもと、全国主要都市の「コンフォート」ブランドホテルを運営する「チョイスブランド」と、東海・北陸エリアを中心に宿泊・外食・集会サービスを提供する「オリジナルブランド」という２つのブランドで、専業のホテルオペレーターとして全国展開に取り組んでおります。

ホテル業界を取り巻く環境は、円安の影響によるインバウンドの増加や好調な輸出産業等により、緩やかに回復いたしました。一方で長引くロシア・ウクライナ情勢や中東情勢による地政学リスクの高まり、世界的なインフレ抑制のための金融引き締めや中国経済の停滞等により、世界経済の不透明な状況が続きました。

このような経済状況の下で、当社グループにおいて宿泊特化型のビジネスホテルを展開する「チョイスブランド」では、2023年12月20日開業のコンフォートイン名古屋栄駅前（愛知県名古屋市）の当連結会計年度における売上高の貢献がありました。また、2023年７月１日に、世界最大級の独立系ホテルコレクションブランドである「Ascend Hotel Collection™」としての運営を開始したhotel around TAKAYAMA（岐阜県高山市）、「コンフォートホテル」の派生ブランド「コンフォートホテルERA」として2023年９月13日にリブランドしたコンフォートホテルERA京都東寺（京都府京都市）、同じく2023年９月20日にリブランドしたコンフォートホテルERA神戸三宮（兵庫県神戸市）は、当連結会計年度におけるレジャー需要の獲得に貢献いたしました。営業面においては、インバウンド需要が堅調な中、需要に応じたレベニューマネジメントの強化、及びレジャーやインバウンドによる需要の獲得のため、これらのブランドの訴求強化による販売促進により、客室稼働率は前期比2.6ポイント減の80.3%、客室単価は前期比17.8%増の9,777円、売上高は前期比12.4%増の34,499百万円となりました。

三重県・東海地方を中心に地域特性に合わせて宴会場等を併設したシティホテルや宿泊特化型ホテルを展開している「オリジナルブランド」及び「その他事業」においては、宴会や会議利用の需要回復と並行して、中期経営計画で掲げるバンケット機能の高度化の一環として推進しておりましたバンケットルームの増床及びリニューアルをいたしました。また、一部ホテルにおいて朝食メニューの見直しや、夕食サービス等を開始いたしました。一方で、建物賃貸借契約の満了に伴い、2024年３月18日に四日市シティホテル（三重県四日市市）、2024年５月13日にホテルエコノ金沢駅前（石川県金沢市）を閉店いたしました。営業面においては、長期宿泊を伴う設備工事やメンテナンス等のビジネス需要やスポーツ団体及びインバウンドの取り込みを推進し、各店舗地域の顧客動向や需要の状況に合わせたレベニューマネジメントによる販促強化を図った結果、客室稼働率は前期比0.2ポイント増の73.2%、客室単価は前期比6.3%増の6,719円となり、売上高は前期比12.4%増の6,469百万円となりました。

上記の結果、当連結会計年度における当社グループ全体の客室稼働率は前期比1.9ポイント減の79.0%、客室単価は前期比16.5%増の9,229円、ホテル軒数は96店舗、客室数はチョイスブランド11,820室、オリジナルブランド2,636室 の合計14,456室となっております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高40,969百万円（前期比12.4％増）、営業利益5,019百万円（前期比35.8％増）、経常利益4,829百万円（前期比38.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,888百万円（前期比16.6％増）となりました。

(注）2023年７月１日付でhotel around TAKAYAMAが「Ascend Hotel Collection™」として運営を開始したことにより、「オリジナルブランド」から「チョイスブランド」に所属が変更となったため、ホテル軒数及び合計室数に変更はございませんが、ブランド別の売上高、客室稼働率、客室単価及び客室数に変動がございます。

ブランド別の実績は以下のとおりであります。

なお、当社はホテル事業の単一報告セグメントであるため、詳細はブランド別に記載しております。

チョイスブランド

売上高構成比

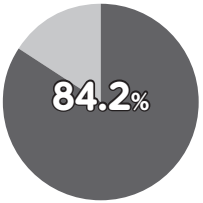

売上高 （単位：百万円）

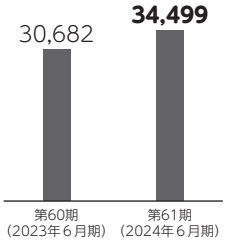

チョイスブランドでは、オペレーターチェンジ案件として、2023年12月20日に「コンフォートイン名古屋栄駅前」を開業いたしました。また、レジャー需要獲得強化のブランド展開として、「hotel around TAKAYAMA」は、2023年７月１日より、世界最大級の独立系ホテルコレクションブランドである「Ascend Hotel Collection™」としての運営を開始しました。なお、「コンフォートホテル」の派生ブランド「コンフォートホテルERA」を立ち上げ、2023年９月13日に「コンフォートホテルERA京都東寺」、2023年９月20日に「コンフォートホテルERA神戸三宮」がリブランドいたしました。営業面においては、インバウンド需要が好調な中、需要に応じたレベニューマネジメントの強化、及びレジャーやインバウンドによる需要の獲得のため、これらのブランドの訴求強化による販売促進を図った結果、当事業の売上高は34,499百万円（前期比12.4％増）となりました。

オリジナルブランド

売上高構成比

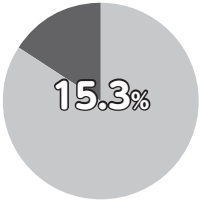

売上高 （単位：百万円）

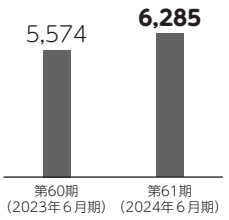

東海、北陸を主な営業地域とするオリジナルブランドでは、宴会や会議利用の需要回復と並行して、中期経営計画において掲げるバンケット機能の高度化の一環として推進しておりましたバンケットルームの増床及びリニューアルをいたしました。また、一部ホテルにおいて朝食メニューの見直しや、夕食サービス等を開始いたしました。一方で、建物賃貸借契約の満了により四日市シティホテル、ホテルエコノ金沢駅前を閉店いたしました。営業面においては、長期宿泊を伴う設備工事やメンテナンス等のビジネス需要やスポーツ団体及びインバウンドの取り込みを推進し、各店舗地域の顧客動向や需要の状況に合わせたレベニューマネジメントによる販促強化を図った結果、当事業の売上高は、6,285百万円（前期比12.8％増）となりました。

その他の事業

売上高構成比

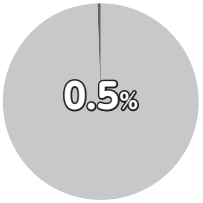

売上高　（単位：百万円）

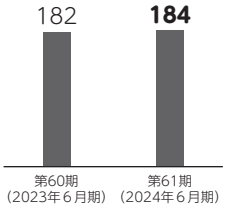

ホテルテナントの収入が主となるその他の事業におきましては、売上高184百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況等

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、10億29百万円であります。

その主なものは、既存店の改修や新規出店に伴う建物及び差入保証金であります。なお、当連結会計年度における既存店の改装等の状況は、次のとおりであります。

	店舗名	開業・改装月
改装	コンフォートホテルERA神戸三宮　（兵庫県神戸市中央区雲井通4丁目2-10）	2023年９月
改装	コンフォートホテルERA京都東寺　（京都府京都市南区西九条島町54-1）	2023年９月

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はございません。

2．直前３事業年度の財産及び損益の状況

売上高（単位：百万円）

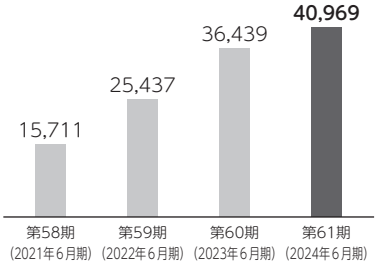

経常利益（単位：百万円）

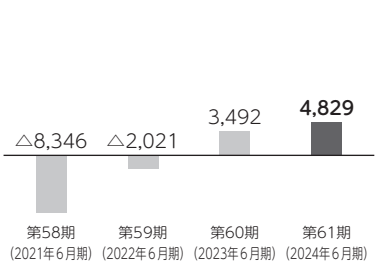

親会社株主に帰属する当期純利益（単位：百万円）

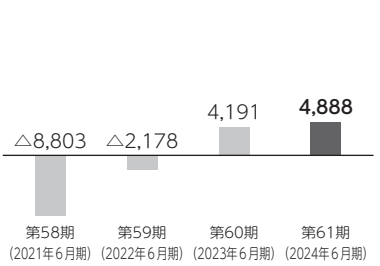

1株当たり当期純利益（単位：円）

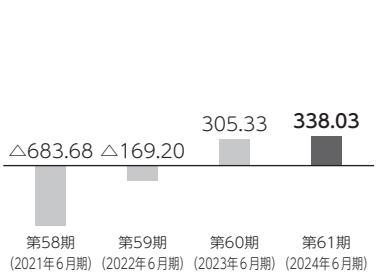

総資産/純資産（単位：百万円）

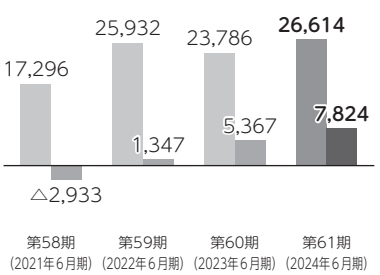

1株当たり純資産額（単位：円）

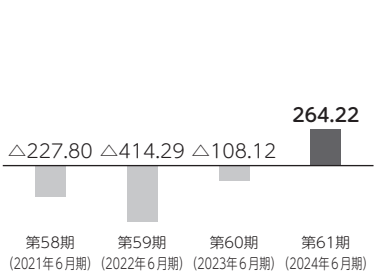

（注）2021年6月期及び2022年6月期の損失は、新型コロナウイルス感染症の拡大、またそれに伴う全国に及ぶ緊急事態宣言発令による経済活動の制限によるものであります。

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第58期 (2021年6月期)	第59期 (2022年6月期)	第60期 (2023年6月期)	第61期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売上高	(百万円)	15,711	25,437	36,439	40,969
経常利益又は経常損失（△）	(百万円)	△8,346	△2,021	3,492	4,829
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(百万円)	△8,803	△2,178	4,191	4,888
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	(円)	△683.68	△169.20	305.33	338.03
純資産	(百万円)	△2,933	1,347	5,367	7,824
総資産	(百万円)	17,296	25,932	23,786	26,614
1株当たり純資産額	(円)	△227.80	△414.29	△108.12	264.22

（注）2021年6月期及び2022年6月期の損失は、新型コロナウイルス感染症の拡大、またそれに伴う全国に及ぶ緊急事態宣言発令による経済活動の制限によるものであります。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分		第58期 (2021年6月期)	第59期 (2022年6月期)	第60期 (2023年6月期)	第61期 (当事業年度) (2024年6月期)
売上高	(百万円)	15,735	25,464	36,470	41,062
経常利益又は経常損失（△）	(百万円)	△8,265	△2,040	3,457	4,793
当期純利益又は当期純損失（△）	(百万円)	△8,722	△2,196	4,152	4,853
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	(円)	△677.37	△170.62	302.33	335.46
純資産	(百万円)	△2,941	1,320	5,303	7,724
総資産	(百万円)	17,287	25,874	23,703	26,493
1株当たり純資産額	(円)	△228.42	△416.32	△113.15	257.01

（注）2021年6月期及び2022年6月期の損失は、新型コロナウイルス感染症の拡大、またそれに伴う全国に及ぶ緊急事態宣言発令による経済活動の制限によるものであります。

3．重要な子会社の状況（2024年６月30日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社チョイスホテルズジャパン	20百万円	100%	ホテルフランチャイズの加盟店の募集・指導・管理・運営

(2) 重要な企業結合等の状況

当連結会計年度における該当事項はありません。

4．当社グループが対処すべき課題

当社グループは、2030年の未来を見据え、価値共創に向け下記の２つの指針、経営ビジョン並びにグリーンズグループ2030年CSR宣言を定めております。

経営ビジョン「TRY! NEXT JOURNEY～新たな旅に踏み出そう～」

グリーンズグループ2030年CSR宣言「環境にも人にも優しいホスピタリティあふれる企業」

足元では、円安の影響によるインバウンドの増加や好調な輸出産業等により、緩やかに景気が回復しております。景気回復に向けた動きが進む一方で、長引くロシア・ウクライナ情勢や中東情勢による地政学リスクの高まり、世界的なインフレ抑制のための金融引き締めや中国経済の停滞等により、世界経済の不透明な状況が続いております。

2024年６月期の売上高は、インバウンドの回復やレジャー需要の獲得、コロナ環境下で開業した新築やオペレーターチェンジ案件など中・高価格帯の客室割合の増加が需要回復とともに貢献したこと、既存店舗も含めた戦略的なレベニューマネジメントの強化により、各店舗と連携した戦略的な価格設定を行ったこと等が奏功し、過去最高を更新いたしました。また、営業利益・経常利益は、第４四半期におけるロードサイド型ホテル22物件の先行費用等が影響したものの、需要増加に対するレベニューマネジメントが大きく貢献いたしました。

平均客室稼働率は、ほぼ例年並みの80%前後で推移し、平均客室単価は、レジャー需要の獲得によるツイン利用の増加や、レベニューマネジメントの確実な実施が貢献し、前期を大幅に上回り、2023年11月度には9,890円と過去最高を記録いたしました。

中期経営計画「ＧＲＥＥＮＳ　ＪＯＵＲＮＥＹ　２０２５」の２年目である2024年６月期に、最終年度となる2025年６月期の目標を売上高、各利益ともに達成しておりますが、2025年６月期は、今まで実行してきた施策の成果の最大化を図り、売上高46,800百万円、営業利益5,000百万円、経常利益4,400百万円、親会社株主に帰属する当期純利益3,600百万円を目指してまいります。

2025年6月期は、計画を確実に実現すると同時に、レジリエントな企業としてさらに成長を遂げるため、次の計画を策定する「進化」の年といたします。外部環境としては、長引く国際情勢不安や物価高、いわゆる2024年問題などの影響によるコスト高の懸念はあるものの、宿泊需要は訪日外国人の増加により好況が続くと考えられます。当

社としては、宿泊需要の拡大に伴い、更に客室単価を上昇させることで、コスト高の影響を吸収するだけでなく、さらなる成長のための原資といたします。

現在最も注力すべき領域は「人財」と捉えています。コロナ禍中は実施可能な取り組みが限られていましたが、業績が急回復したこともあり、下記３点に注力して取り組みます。

１．働く楽しさを実感し、ワクワクしながら成長できる企業風土を確立させます。
２．魅力のある処遇・制度を整え、事業規模の成長に必要な人員の確保に取り組みます。
３．スキルアップの機会の提供や教育環境の整備に取り組み、働く人たちの成長を会社の成長に繋げていきます。

さらには、コストパフォーマンスに対する意識への対応のため、価格に見合った価値を感じられる商品・サービスを提供していくために投資を行い、顧客満足の創造にも取り組みます。

（中期経営計画達成に向けて実現させること）
＜チョイスブランド＞
・ブランド展開によるレジャーターゲット獲得強化
・ビジネス需要の取り組み強化

＜オリジナルブランド＞
・バンケット機能の高度化と新たなる領域への進出

＜ホテル開発＞
・着実な新店開発の実施

＜事業戦略を支える基盤＞
・競争力の源泉たる“人財”の確保・育成に向けた取り組み
・さらなるDX推進による業務効率化と新しい顧客体験の創造

（2025年６月期　単年重点戦略）
１．「働く楽しさ」を感じる風土の確立
２．事業拡大と運営安定化に向けたさらなる処遇改善と教育環境の整備
３．DXによる業務効率化と顧客満足の創造
４．顧客満足を高めるためのバリューアップ投資の強化
５．「コンフォートホテルERA」「Ascend Hotel Collection™」ブランドの更なるブランド力向上
６．ロードサイド事業モデルの構築
７．客室単価向上に向けた取り組みの継続実施

5．主要な事業内容（2024年６月30日現在）

当社は、「おもてなしと生活文化の創造」の理念のもと、チョイスブランドおよびオリジナルブランドの２つの柱によるホテル事業を主たる業務とし、内外顧客の宿泊・外食・集宴会等のサービス提供を行っております。

事業区分	主要事業
チョイスブランド	チョイスブランドにおいては、米国チョイスホテルズインターナショナル社が保有する世界的ホテルブランド「コンフォート」を中心に、宿泊特化型で中間料金帯のホテルを日本全国の政令指定都市等の駅前立地を中心に店舗展開しております。 また、本事業においては、日本における「コンフォート」ブランド等の独占的使用権を保有する、当社連結子会社である株式会社チョイスホテルズジャパンがホテルの客室・施設基準の管理、運営ノウハウの提供、セールス・マーケティング戦略の立案等を担っております。
オリジナルブランド	オリジナルブランドにおいては、「ホテルエコノ」「グリーンホテル」「シティホテル」「ホテルエスプル」など、特定のブランドにこだわらず、地域のニーズや市場環境にあわせた柔軟なブランド展開をしております。宿泊特化型ホテルをはじめとして、集宴会、レストランを備えたシティホテルなどを、三重県を中心に東海・北陸地方で展開しております。60年以上にわたる専業ホテルオペレーターとしての実績をもとに、宿泊、外食、集宴会など地域密着型の様々な形態のサービスを提供しています。

6．主要な事業所（2024年６月30日現在）

(1) 当社

本社	三重県四日市市		
事業所	東京オフィス（東京都中央区）		
店舗	チョイスブランド	コンフォートホテル	コンフォートホテル札幌すすきの（北海道札幌市中央区）他58店舗
		コンフォートホテルERA	コンフォートホテルERA京都東寺（京都府京都市南区） コンフォートホテルERA神戸三宮（兵庫県神戸市）
		コンフォートスイーツ	コンフォートスイーツ東京ベイ（千葉県浦安市）
		コンフォートイン	コンフォートイン近江八幡（滋賀県近江八幡市） 他10店舗
		Ascend Hotel Collection™	hotel around TAKAYAMA（岐阜県高山市）
	オリジナルブランド		四日市シティホテルアネックス（三重県四日市市）他21店舗

(2) 子会社（株式会社チョイスホテルズジャパン）

本社	東京都中央区
事業所	四日市オフィス（三重県四日市市）

7．使用人の状況（2024年６月30日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
824名	146名増

（注）使用人数には臨時従業員数は含んでおりません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
805名	168名増	38.7歳	6.5年

（注）１．使用人数には臨時従業員数を含んでおりません。
２．年間の臨時従業員の期中平均雇用人員は681名（１日当たり８時間換算であります。）

8．主要な借入先の状況（2024年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,159百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,995百万円
株式会社みずほ銀行	1,710百万円
株式会社百五銀行	1,190百万円
株式会社三十三銀行	950百万円
株式会社三井住友銀行	820百万円

9．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2 会社の現況に関する事項

1．株式の状況（2024年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式　24,000,000株
A種優先株式　6,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式　13,878,263株
（自己株式9,843株を含む。）
A種優先株式　4,000株

(3) 株主数

普通株式　7,299名
（うち単元株主数6,804名）
A種優先株式　１名

(4) 大株主の状況（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社新緑	2,500,000	18.02
株式会社ＴＭ	1,700,000	12.25
村木　雄哉	1,060,400	7.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	511,900	3.69
ＢＮＰ　ＰＡＲＩＢＡＳ　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ／２Ｓ／ＪＡＳＤＥＣ／ＭＢＢＣＬＩＥＮＴ　ＡＳＳＥＴＳ　２	448,500	3.23
ＧＯＬＤＭＡＮ　ＳＡＣＨＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ	438,278	3.16
ＢＮＹ　ＧＣＭ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴ　ＪＰＲＤ　ＡＣ　ＩＳＧ　（ＦＥ－ＡＣ）	421,444	3.04
村木　敏雄	350,000	2.52
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	341,977	2.47
株式会社ＳＢＩ証券	327,159	2.36

（注）１．持株比率は自己株式（9,843株）を控除して計算しております。
２．上記大株主の村木敏雄氏は、2024年６月13日に逝去されましたが、2024年６月30日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2023年８月14日付でB種優先株主よりB種優先株式の取得請求権が行使されたことに伴い、B種優先株式全500株を普通株式へ転換いたしました。2023年10月13日付で、当社が取得した当該B種優先株式について、自己株式の消却を行いました。

また、2024年６月28日付で、A種優先株式6,000株のうち2,000株を一部償還（取得及び消却）いたしました。

２．新株予約権等の状況

該当事項はございません。

3．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年６月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	村　木　雄　哉	株式会社チョイスホテルズジャパン取締役 株式会社新緑代表取締役社長 株式会社ＴＭ代表取締役社長
専務取締役	清　水　謙　二	ホテル開発室長
常務取締役	伊　藤　孝　彦	営業部門管掌 子会社担当 株式会社チョイスホテルズジャパン代表取締役社長
取締役	鈴　木　直　子	人事本部長
取締役	伊　藤　浩　也	管理本部長
取締役（監査等委員・常勤）	松　井　　清	－
取締役（監査等委員・社外）	土　田　　繁	公認会計士土田会計事務所所長 株式会社企業経営管理センター代表取締役 税理士法人だいち代表社員 井村屋グループ株式会社社外監査役
取締役（監査等委員・社外）	檜　山　洋　子	ヒヤマ・クボタ法律事務所代表 株式会社アキラ代表取締役 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役

（注）１．取締役（監査等委員）土田繁氏および檜山洋子氏は社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）土田繁氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計および経営全般に関する相当程度の知見を有しております。また取締役（監査等委員）檜山洋子氏は弁護士の資格を有しており、法律業務の経験を通して培った幅広い知識と見識を有しております。
３．当社は、内部監査部門等との十分な連携を通じて情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、松井清氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、社外取締役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役とは、会社法第427条第１項および定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間に、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社のすべての取締役（監査等委員含む。）を被保険者とし締結しております。内容の概要については、株主総会参考書類第３号議案（注）２をご参照ください。

(4) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上へのインセンティブと、株主との一層の価値共有を進めることの出来る報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた従業員とのバランスや他社動向を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、役位に応じ前期業績を勘案して決定した基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式制度による株式報酬（非金銭報酬）によって構成する。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 株式報酬（非金銭報酬）

株式報酬は、譲渡制限付株式とし、付与のために支給する報酬は金銭債権とし、原則として、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する。具体的な支給時期および配分については取締役会において決定する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役社長が、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価に基づき原案を作成する。取締役会は、原案に対する指名報酬委員会の答申を踏まえ、決定する。

e. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	104 (−)	104 (−)	−	− (−)	6 (−)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (8)	19 (8)	−	− (−)	4 (2)
合　　計	123 (8)	123 (8)	−	− (−)	10 (2)

（注）1．取締役（監査等委員を除く。）の報酬額につきましては、2016年３月28日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、5名です。
2．取締役（監査等委員）の報酬額については、2016年３月28日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、３名（うち、社外取締役は２名）です。
3．上記１とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2018年９月27日開催の第55回定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対して年額45百万円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、７名です。
4．上記２とは別枠で、監査等委員である取締役(社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は、2018年９月27日開催の第55回定時株主総会において、年額6百万円以内と決議いただいております。なお当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、３名（うち、社外取締役は２名）です。
5．取締役会は、代表取締役社長 村木雄哉に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価に基づき原案の作成権限を委任しております。委任理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりでありますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況**

氏名	区分	活動状況
土　田　　繁	取締役（監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。いずれにおいても、公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
檜　山　洋　子	取締役（監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。いずれにおいても、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

④ **社外役員が当社の子会社等から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額**

該当事項はありません。

4．会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制

1．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社およびグループ各社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社グループは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を遵守するため、「グリーンズ企業目的」、「グリーンズ理念」、「グリーンズグループ倫理行動基準」、その他必要な諸規程等を制定し、より高い倫理基準をもって業務に取り組むとともに、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。

②当社グループに影響を及ぼす重要事項については、取締役会において決定する。
取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告する。取締役会は、取締役の職務の執行に関する監督機能の強化を図る。監査等委員会は、取締役の職務の執行について適法性・妥当性監査を実施する。取締役および使用人は、監査等委員からの求めに応じ、職務の執行状況を監査等委員に報告する。

③取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、「グループ全体の適法かつ公正な企業活動の推進」や「リスク対策」など、企業品質向上に向けた活動を統括し、活動計画や活動結果を取締役会に提案・報告する。

④当社グループ内における法令・定款・諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、社外法律事務所や内部監査室を通報・相談先とする複数の内部通報窓口を設置する。あわせて、内部通報を受けた事項は、代表取締役および監査等委員会に報告する。

⑤内部監査に係る諸規程に従い、当社グループ全体の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。
内部監査の結果は、代表取締役および監査等委員会に報告する。

⑥当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携の上、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①取締役会議事録、経営会議議事録など重要な書類については、法令・諸規程に基づき文書管理を行い、取締役、監査等委員からこれら重要な書類の閲覧の要求があった場合には、直ちに提出する。

②取締役および使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。
③グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る重要事項について、当社への報告等を定める諸規程に基づき、グループ各社から適時に報告を受ける。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した対応マニュアルを策定する。
②緊急事態が発生した場合には、当社グループ「BCP基本規程」や「エマージェンシーマニュアル」に従い、その重大性に応じて「対策本部」などの組織を編成して対応を実施する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役会を原則として毎月開催し、法令および「取締役会規程」に基づき、重要事項の審議、職務執行に関する報告を行う。また、必要に応じ、臨時取締役会や書面決議により機動的な職務執行と意思決定を行う。
②当社は、重要な業務遂行について、経営効率化および多面的な検討を行うために取締役や本部における本部長等をメンバーとする経営会議において審議する。
取締役会および経営会議において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施する。
③代表取締役は、目標達成に向けたグループ全体の職務の執行を統括し、監督する。業務を管掌する各管掌取締役は、グループ各社を含む担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務遂行体制を構築する。
④迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、「業務分掌規程」および「職務分掌規程」に基づき、各取締役および使用人は付与された権限をもとに、意思決定を行う。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、自己および第三者による評価、体制の整備並びに維持、改善等を行う。
②当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制、当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会および監査等委員の職務を補助する監査等委員会補助者を設置して使用人を配置する。

②監査等委員会補助者の使用人については、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会および監査等委員の職務に関し、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。

(7) 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役および使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査部門の監査結果を監査等委員会に報告する。このほか、監査等委員からの求めに応じ、業務および財産の状況を報告する。また、稟議書および重要な会議の議事録を監査等委員からの求めに応じて閲覧できるようにし、説明する。

②グループ各社を含め取締役および使用人から監査等委員会へ直接通報するルートを構築し、社内へその周知を図る。

③当社グループは、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当該取締役および使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを定めた諸規程を整備、周知する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員会および監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後に償還に応じる。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・代表取締役と監査等委員の間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員と会計監査人および内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しており、取締役会と監査等委員会により、取締役の業務執行の監督および監査を行っております。監査等委員の選任においては、社外取締役である監査等委員、常勤の監査等委員を選任し、監督機能の強化を図っております。

子会社については、グループ全体を統合したマネジメントを行っており、役員を派遣、役職員の出向および予算統制帳票の提出等により、常時関係会社の経営状態等を把握しております。

当社の取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、監査等委員である社外取締役を含む全取締役で構成され、当期においては15回開催しております。

取締役会を補完する役割として、業務執行の詳細について審議、決議または報告する機関として経営会議を設置し、代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役（常勤監査等委員を含む。）が出席し、当期においては24回開催しております。

さらに、業務上のフローに基づき発生しうるリスクを防止するために必要な内部管理体制の整備のため、代表取締役社長を委員長、内部監査室長を副委員長とした、取締役会直轄の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、当期においては12回開催しております。

(2) リスクマネジメント及びコンプライアンス

当社では、業務上のフローに基づき発生しうるリスクを防止するために必要な内部管理体制の整備等について、取締役会の下に「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しております。

当委員会では、「会社の内部統制構築に関する方針・体制および対策に関する事項」、「各部門における内部統制構築体制整備の支援を行う事項」、「組織を横断するリスクに係る総合的な調整に関する事項」、「不祥事、トラブルに迅速に対応可能な体制の整備に関する事項」、「緊急かつ重大なリスク（事件・事故・クレーム等）への対応に関する事項」、「内部通報制度の整備（通報窓口の設置と通報者の保護制度の確立）と推進等、リスクを早期に把握し、対処できる環境づくり」、「内部統制の考え方を全社員へ徹底する等、コンプライアンス遵守の風土育成」について審議・決定を行っております。

当社では、労務リスクの軽減を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」の下部組織として「労務コンプライアンス委員会」を設置し、労務コンプライアンスの体制および労務コンプライアンス違反が発生した場合の是正措置および再発防止策等について審議・決定をしております。当委員会は人事本部を主幹とし、代表取締役社長により定められた取締役、営業本部長と専門家である顧問社会保険労務士を加えた体制にて、当期においては12回開催しております。

また、個人情報保護に係るリスクの軽減を目的として、「リスク管理・コンプライアンス委員会」の下部組織として「個人情報保護管理委員会」を設置し、個人情報の管理体制の構築および個人情報に係る事故が発生した場合の是正措置および再発防止策等について審議・決定をしております。当委員会は総務部を主幹とし、代表取締役社長により定められた個人情報保護管理責任者に、各部本部長、部長を加えた体制にて、当期においては４回開催しております。

(3) 内部監査

内部監査については、代表取締役社長直属の「内部監査室」が年間計画に基づき、子会社を含む当社企業グループを１年で一巡し、各事業所における業務監査、会計監査および金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応した評価業務を独立・客観的な立場から実施しております。

監査結果は、毎月「リスク管理・コンプライアンス委員会」において報告し、重要事項については監査等委員会に対して毎月報告しております。

当期においては、組織目標の達成への貢献と、整備状況と運用状況の整合性の評価により、内部統制の構築への貢献を方針として監査を実施しております。

(4) 監査等委員会監査

監査等委員会監査は、常勤監査等委員を含む３名の監査等委員（うち、２名は社外取締役）により実施しております。各監査等委員は、取締役として取締役会に出席し、常勤監査等委員はその他重要な会議にも出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認するとともに、取締役の職務の執行に関して、直接意見を述べております。また、監査等委員が取締役会およびその他重要な会議に出席することにより、取締役および使用人等から当社並びにグループ会社に関する会社経営および事業運営上の重要な事項の報告を受けております。

監査等委員会は、監査計画に基づき当社およびグループ会社の監査を実施し、当期においては監査等委員会を14回実施しております。

なお、監査等委員会の職務の執行において生じる費用については、監査等委員からの請求に従い、会社法の定めに基づき適切に処理され、監査の実効性は担保されております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年6月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**11,462**
現金及び預金	7,720
売掛金	2,544
原材料及び貯蔵品	103
前払費用	964
その他	132
貸倒引当金	△2
固定資産	**15,151**
有形固定資産	**6,809**
建物及び構築物	4,270
工具、器具及び備品	543
土地	1,892
リース資産	103
無形固定資産	**136**
投資その他の資産	**8,205**
投資有価証券	117
差入保証金	5,920
繰延税金資産	1,429
その他	762
貸倒引当金	△25
資産合計	**26,614**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**8,649**
買掛金	1,194
短期借入金	2,600
1年内返済予定の長期借入金	824
未払金	1,356
未払費用	1,477
未払法人税等	62
未払消費税等	730
その他	403
固定負債	**10,139**
長期借入金	9,402
資産除去債務	612
その他	124
負債合計	**18,789**
純資産の部	
株主資本	**7,795**
資本金	**100**
資本剰余金	**1,170**
利益剰余金	**6,534**
自己株式	**△9**
その他の包括利益累計額	**28**
その他有価証券評価差額金	**28**
純資産合計	**7,824**
負債純資産合計	**26,614**

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書（自2023年7月1日　至2024年6月30日）

（単位：百万円）

科目	金　額	
売上高		**40,969**
売上原価		**27,520**
売上総利益		**13,448**
販売費及び一般管理費		**8,429**
営業利益		**5,019**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	2	
違約金収入	48	
助成金収入	12	
受取賃貸料	12	
その他	22	98
営業外費用		
支払利息	284	
借入手数料	3	
その他	0	288
経常利益		**4,829**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損失	118	
解体撤去費用	106	226
税金等調整前当期純利益		**4,603**
法人税、住民税及び事業税	62	
法人税等調整額	△348	△285
当期純利益		**4,888**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,888**

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

計算書類

貸借対照表(2024年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**11,387**
現金及び預金	7,597
売掛金	2,554
原材料及び貯蔵品	102
前払費用	959
その他	176
貸倒引当金	△2
固定資産	**15,106**
有形固定資産	**6,809**
建物	4,230
構築物	39
工具、器具及び備品	542
土地	1,892
リース資産	103
無形固定資産	**132**
ソフトウエア	131
その他	0
投資その他の資産	**8,164**
投資有価証券	117
関係会社株式	20
出資金	1
長期前払費用	704
差入保証金	5,920
繰延税金資産	1,425
貸倒引当金	△25
資産合計	**26,493**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**8,629**
買掛金	1,194
短期借入金	2,600
１年内返済予定の長期借入金	824
リース債務	57
未払金	1,357
未払費用	1,467
未払法人税等	62
未払消費税等	720
前受金	194
預り金	149
その他	2
固定負債	**10,139**
長期借入金	9,402
リース債務	23
資産除去債務	612
その他	101
負債合計	**18,769**
純資産の部	
株主資本	**7,695**
資本金	**100**
資本剰余金	**1,170**
その他資本剰余金	1,170
利益剰余金	**6,434**
利益準備金	32
その他利益剰余金	6,401
繰越利益剰余金	6,401
自己株式	**△9**
評価・換算差額等	**28**
その他有価証券評価差額金	28
純資産合計	**7,724**
負債純資産合計	**26,493**

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書（自2023年7月1日　至2024年6月30日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**41,062**
売上原価		**27,517**
売上総利益		**13,545**
販売費及び一般管理費		**8,563**
営業利益		**4,981**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	2	
違約金収入	48	
助成金収入	12	
受取賃貸料	12	
その他	25	101
営業外費用		
支払利息	284	
借入手数料	3	
その他	0	288
経常利益		**4,793**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損失	118	
解体撤去費用	106	226
税引前当期純利益		**4,567**
法人税、住民税及び事業税	62	
法人税等調整額	△348	△286
当期純利益		**4,853**

（記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。）

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年８月16日

株式会社グリーンズ
取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**小出修平**
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**川合利弥**

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンズの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年８月16日

株式会社グリーンズ
取締役会　御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　小出修平
指定社員 業務執行社員　公認会計士　川合利弥

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グリーンズの2023年７月１日から2024年６月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年７月１日から2024年６月30日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年８月19日

株式会社グリーンズ　監査等委員会

監査等委員(常勤)　**松井　清**

監査等委員　**土田　繁**

監査等委員　**檜山洋子**

（注）監査等委員　土田繁及び檜山洋子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場　**ホテルグリーンパーク津　６階「伊勢の間」**
三重県津市羽所町700番地　TEL（059）213−2111

交通　**近　　鉄**｜**名古屋駅から特急で50分**　｜**津駅東改札口隣接**
｜**大阪難波駅から特急で80分**

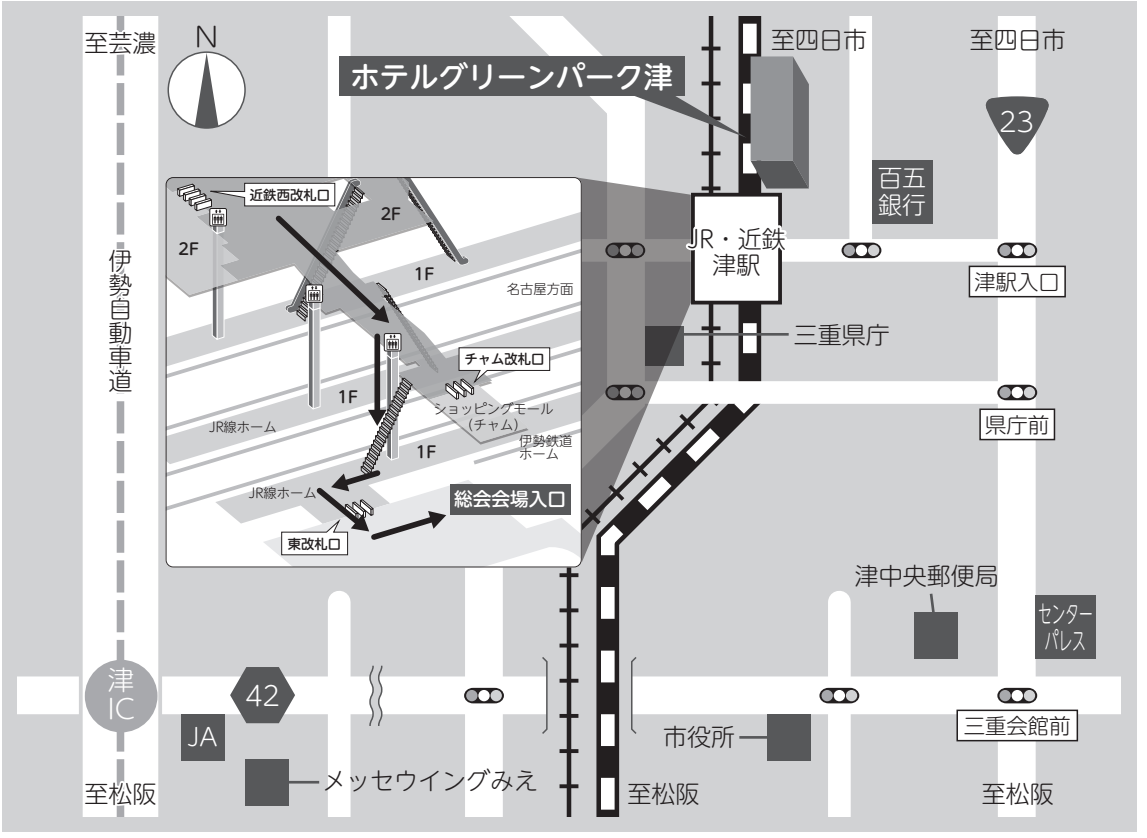

■駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
■バリアフリールートをご利用の場合は、上記のとおり、「チャム改札口」手前のエレベーターにて１階へご移動後、東改札口より図の矢印に沿ってお越しください。

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org　ミックス　紙｜責任ある森林管理を支えています　FSC® C013080

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。